

一時移転に必要な輸送能力の確保

UPZ圏内で一時移転の対象となる区域はその一部に留まることが想定され、また、一時移転は1週間以内に実施する。

一時移転が必要となった場合の輸送能力の確保については、

- 島根県、鳥取県が、県内のバス会社から必要となる輸送手段を調達
- 島根県、鳥取県内の輸送手段では不足する場合、他県との応援協定に基づき、隣接県等から輸送手段を調達
- 島根県、鳥取県が確保した輸送手段で対応できない場合、原子力災害対策本部からの依頼に基づき、国土交通省が関係団体、関係事業者に対し、協力を要請により必要な輸送能力を確保する。

未調整

島根県・鳥取県内のバス会社	保有台数（台）
社	※1

①中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定（平成24年3月1日）

【対象】

鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県

【応援内容】

- ①食料、飲料水、生活必需物資及びその供給に必要な資機材の提供
- ②被害者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資器材の提供
- ③避難、救援、火災、救急活動等に必要な車両、舟艇及び航空機の派遣及びあつ旋並びに資機材の提供
- ④医療、救援、応急復旧等に必要な医療職、技術職等の職員の派遣
- ⑤避難者を受け入れるための施設の提供
- ⑥前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項



※図は必ずしも区域を厳密に示したものではありません

調査中

隣接県（岡山県・広島県・山口県）
指定地方公共機関（バス会社）
保有台数：0000台

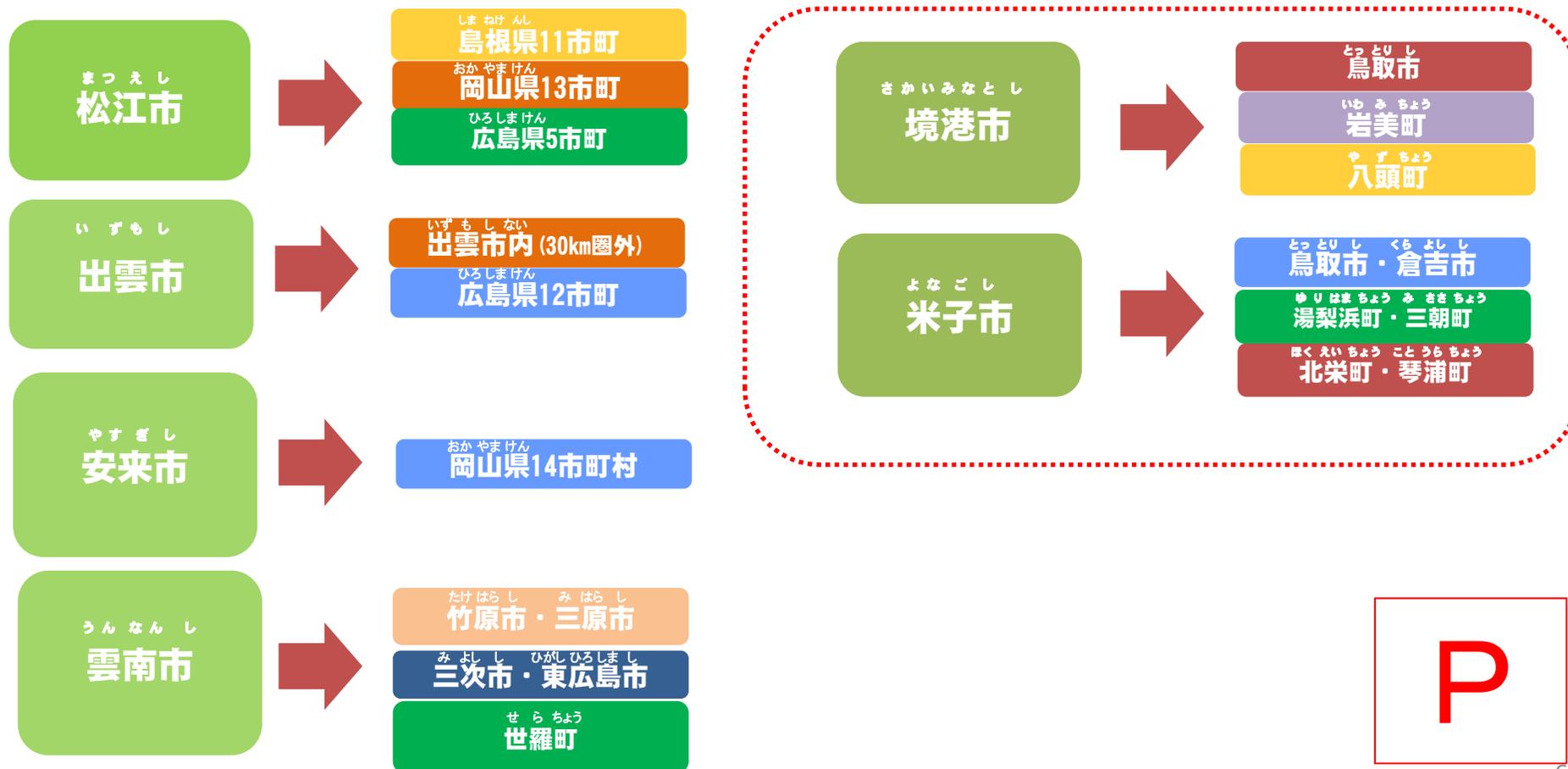


※1 PAZ圏内にある営業所が保有する車両を除く。

※2 不測の事態により確保した輸送能力で対応できない場合、実動組織（自衛隊、警察、消防、海保庁）に支援を要請

地区別一時移転経路等

- 一時移転等実施の際は、国の原子力災害対策本部、島根県、鳥取県、各関係市が、住民の安全と円滑な実施のため、実施に係る実務（避難先の準備、避難経路の確認、輸送手段の確保、避難退域時検査の実施体制、地域毎の一時移転等開始時期など）の調整を行った上で、一時移転等を開始。
- UPZ圏内関係市町が作成した避難計画に基づき、住民の一時移転等を行う。
- なお、予定していた避難先の空間放射線量率が比較的高い場合や、何らかの理由で使用出来ない場合には、島根県、鳥取県は各関係市と調整して、他の避難先を調整。



段階的避難の実施（鳥取県）

- ▶ 鳥取県では、避難区域を4分割し、5時間間隔で段階的に避難することで避難渋滞を回避し、移動時間を短縮することで被ばくリスクの低減を図る。

仮置き



9. 緊急時モニタリング

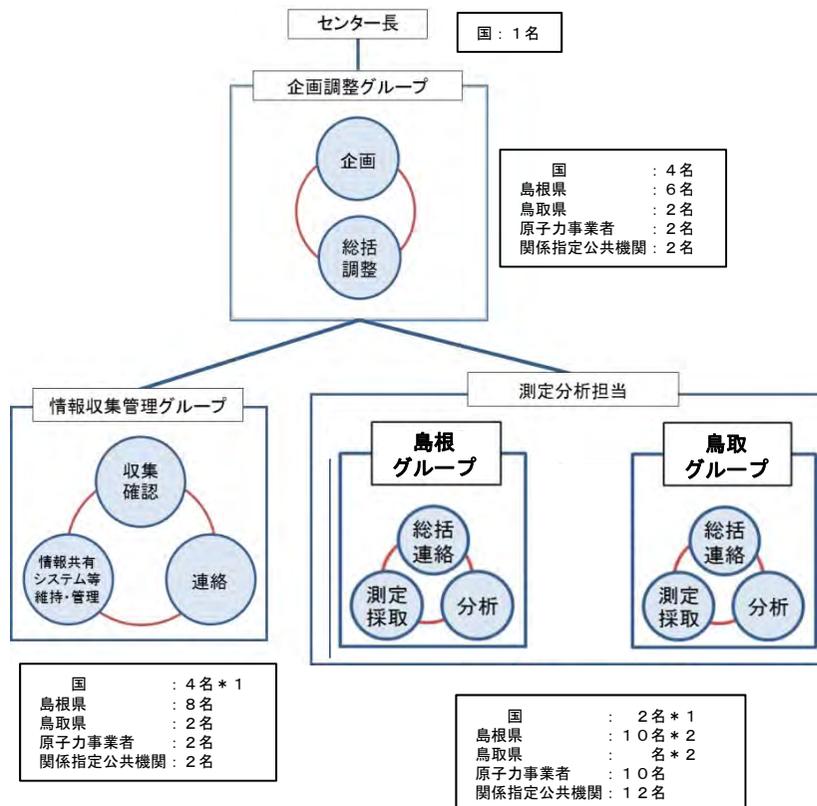
<対応のポイント>

緊急時モニタリングの目的は、原子力災害による環境放射線の状況に関する情報収集とOILに基づく防護措置の実施の判断材料の提供及び原子力災害による住民等と環境への放射線影響の評価材料の提供にある。そのため、緊急時モニタリングでは、時間的・空間的に連続した放射線状況を把握する。

島根県では、緊急時モニタリングのあらかじめ具体的な実施内容・方法等を規定した「県緊急時モニタリング実施要領」を作成する必要がある。

- 警戒事態発生後、島根県及び鳥取県は「県モニタリング本部」を設置し、関係市、中国電力(株)等と連携して緊急時モニタリング計画に基づき緊急時モニタリングの準備を開始する。
- 施設敷地緊急事態に至った時点で、国は県等の協力を得て緊急時モニタリングセンター（EMC）を島根県に設置する。
- EMCの体制について、センター長、企画調整グループ及び情報収集管理グループを島根オフサイトセンターに、測定分析担当は、それぞれの県に拠点を設置する。
- 島根地方放射線モニタリング対策官事務所に、__名を配置し、緊急時モニタリング体制を強化。

未調整



企画調整グループ

緊急時モニタリングの企画調整を担い、緊急時モニタリングセンター内の活動に対する監督を行う。

情報収集管理グループ

中央との情報共有システムを維持・管理するとともに、緊急時モニタリングデータの一元的管理等を行う。

測定分析担当

緊急時モニタリングを実施する。

※ 構成員は交代要員を含む

*1 国から委託を受けた民間の機関を含む *2 島根県・鳥取県の構成員は各県のモニタリング計画等に基づく

